

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新江川土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 佐 野 春 男 埼玉県行田市大字北河原二千五百五十二番地